

広島県人口移動統計調査規則等の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第十一号

広島県人口移動統計調査規則等の一部を改正する等の規則

(広島県人口移動統計調査規則の一部改正)

第一条 広島県人口移動統計調査規則(昭和四十年広島県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「昭和二十五年広島県条例第十五号」を「平成二十一年広島県条例第七号」に、「第二条の規定による統計調査」を「第二条第二項に規定する県基幹統計調査」に、「決定」を「指定」に改める。

第二条中「は握」を「把握」に改める。

第三条中「行なう」を「行う」に改める。

第七条の見出し中「又は申告」を削り、同条第一項中「状況を」の下に「翌月十日までに」を加え、同条第二項中「申告」を「報告」に改める。

第八条第二項中「要計表」を「市区町要計表」に改め、同条第三項中「公表するものとする」を「速やかに公表する」に改める。

別記様式第三号中「計 図 冊 簿 帳 簿」を「計 図 冊 帳 簿」に改める。

(広島県鉱工業生産動態統計調査規則の一部改正)

第二条 広島県鉱工業生産動態統計調査規則(昭和四十五年広島県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和二十五年広島県条例第十五号」を「平成二十一年広島県条例第七号」に、「第二条」を「第二条第二項」に、「統計調査」を「県基幹統計調査」に、「決定」を「指定」に改める。

第二条中「は握」を「把握」に改める。

第三条中「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令(昭和二十六年政令第百二十七号)第二条に基づく」を「統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第九項に規定する統計基準である」に、「大分類F」を「大分類E」に、「中分類14」を「中分類13」に、「中分類16」を「中分類15」に改め、「除く。」の下に「及び大分類F―電気・ガス・熱供給・水道業」を加える。

第四条中「行なう」を「行う」に改める。

第五条第一項中「、別表に掲げる調査品目について」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同項各号中「数量」の下に「又は金額」を加え、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 調査品目は、知事が別に定める。

第六条の見出し及び同条第一項中「申告」を「報告」に改め、同条第二項中「申告」を

「報告」に、「行なう」を「行う」に、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改め、同条第三項中「申告」を「報告」に、「行なう」を「行う」に改める。

第七条中「公表するものとする」を「速やかに公表する」に改める。
別表を削る。

(広島県小売物価統計調査規則の一部改正)

第三条 広島県小売物価統計調査規則(昭和四十九年広島県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和二十五年広島県条例第十五号」を「平成二十一年広島県条例第七号」に、「第二条」を「第二条第二項」に、「統計調査」を「県基幹統計調査」に、「決定」を「指定」に改める。

第五条第二項及び第六条中「申告」を「報告」に改める。

第七条の見出し中「申告」を「報告」に改め、同条第一項中「又は第九条第一項」を「若しくは第九条第一項」に改め、「質問」の下に「又は第十二条の規定により調査に係る事務を民間事業者に委託して行う場合の当該民間事業者若しくは当該民間事業者に使用される者からの質問」を加え、「申告」を「報告」に改め、同条第二項中「申告」を「報告」に改める。

第八条第一項及び第九条第一項中「第八条第一項」を「第五条第一項」に改める。

第十条中「申告」を「報告」に改める。

第十三条を第十四条とする。

第十二条中「前条第二項」を「第十一条第二項」に改め、「結果を」の下に「速やかに」を加え、同条を第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加える。

(事務の委託)

第十二条 知事は、前二条に掲げる調査に係る事務の全部又は一部を民間事業者に委託して行うことができる。

(広島県物資流通統計調査規則の廃止)

第四条 広島県物資流通統計調査規則(昭和五十二年広島県規則第六十五号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第四条及び付則第五項の規定は、公布の日から施行する。

(広島県人口移動統計調査規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則の施行の際現に第一条の規定による改正前の広島県人口移動統計調査規則第七条第二項の規定により人口移動統計調査の申告を求められている者は、第一条の規定による改正後の広島県人口移動統計調査規則第七条第二項の規定により人口移動統計調査の報告を求められている者とみなす。

(広島県鉱工業生産動態統計調査規則の一部改正に伴う経過措置)

3 この規則の施行の際現に第二条の規定による改正前の広島県鉱工業生産動態統計調査規則第六条の規定により鉱工業生産動態調査の申告を求められている者は、第二条の規定による改正後の広島県鉱工業生産動態統計調査規則第六条の規定により鉱工業生産動態調査の報告を求められている者とみなす。

(広島県小売物価統計調査規則の一部改正に伴う経過措置)

4 この規則の施行の際現に第三条の規定による改正前の広島県小売物価統計調査規則第七条の規定により小売物価統計調査の申告を求められている者は、第三条の規定による改正後の広島県小売物価統計調査規則第七条の規定により小売物価統計調査の報告を求められている者とみなす。

(広島県物資流通統計調査規則の廃止に伴う経過措置)

5 この規則の施行の際現に第四条の規定による廃止前の広島県物資流通統計調査規則第十五条の規定により保存している関係書類の保存については、なお従前の例による。

(広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

6 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則(平成十二年広島県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第二条の表の第六号中「申告」を「報告」に改める。